

補正予算など41議案を可決・承認しました

六月定例会は十五日に開会し、七月四日に閉会しました。補正予算五、条例七、一般二十九の計四十一議案を審議し、すべての議案を原案どおり可決・承認しました。

一般会計補正予算は補正額約一億三千六百万円です。補正後の予算総額は約六百六十九億三千六百万円となり、前年同期の予算に比べて、約〇・八％の増となっています。

◎一般会計補正予算の主なもの 合併関連経費

五千四百七十七万円

今年十月一日の川副町、東与賀町、久保田町との合併に伴い、課の配置の全体的な見直しを行うための庁舎改修費等の経費です。

エスプラッツ活用推進事業

八百五十万円

エスプラッツ二階の医療・健康ゾーンの一区画に医療機関の入居が内定したことに伴う、施設の改修工事費です。

ダム・駅・情報センター整備事業

千三百五十万円

富士町の銀河大橋のたもとにある仮設直売所の利用者が増加しているため、常設トイレ、転落防止柵を整備します。スポーツと地域づくりシンポジウム開催事業

二百三十万円

Jリーグチーム「サガントス」との

交流宣言に基づき、十月にシンポジウムを開催します。

◎国民健康保険特別会計補正予算 特定健診・特定保健指導推進事業

千二百二十万円

平成二十年度から「特定健康診査・特定保健指導」の数値目標の設定が義務化されることに伴い「特定健康診査等実施計画」を策定するとともに、制度の円滑な施行を図るための事業を行います。

◎条例等の主なもの

佐賀市屋外広告物条例

良好な景観の形成や風致の維持、屋外広告物による危害の防止を図るため、佐賀市独自の条例を制定し、新たに自家用広告物を規制するとともに、規制地域を市内全域に拡大するものです。佐賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

佐賀城内地区において、建築物の用途及び高さの最高限度の制限を行い、適正な都市機能と健全な都市環境を確保します。



第73号議案 平成19年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）

歳出 総務費 総務管理費 合併関連費 合併関連経費 54,165千円について

（質疑）①消防防災室は1階に移動の予定だが、機器や設備のある2階が望ましいのではないか②福祉総合窓口もつくるのか。

（答弁）①消防防災室は合併に伴い機能強化を図る予定で、2階では必要なスペースが確保できない。1階に移すことで地下の災害備蓄倉庫にも近くなり、必要なスペースも確保できるので機能強化につながる。また、さまざまな災害情報が確認できる一斉指令システムは、同じところにあったほうがよいので、今回の移転後にシステムも移転する。②相談窓口スペースと執務スペースを一度に確保することは困難な状況で、今回は執務スペースの確保を優先し再配置を検討した。分散しているとはいえ保健福祉部門の配置が同じフロアに集約できたことで、高齢者や障がい者などへの福祉サービスの向上につながる。

第74号議案 平成19年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳出 保健事業費 特定健診・特定保健指導推進事業 12,196千円

（質疑）①従来の基本健診やがん検診への影響②保険者ごとの目標が達成できない場合の国保財政への影響、国保税ひきあげにつながるおそれは。

（答弁）①国保所管の保険年金課と健診関係を所管している長寿・健康課で市民サービスの低下にならないよう検討している。その他の既存事業や後期高齢者医療制度、介護保険制度等との調整も検討していく。②目標未達成の場合は、毎年2億から3億円ほど国保財政に影響すると試算している。医療費抑制のための施策ではあるが、国からの補助金ではなく国保税で対応する経費や、その成果があらわれるまでの時間等を考慮すると、国保税への影響がまったくないとは現時点では言えない。

第78号議案 佐賀市屋外広告物条例

（質疑）①市民の表現の自由を不当に規制するおそれは②政治活動など以外の適用除外項目も、規則ではなく具体的に条例に明文化すべきでは。

（答弁）①屋外広告物法第29条に、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意する旨規定されており、条例第39条にその旨を規定している。②第10条第2項第4号に、一般的に考えられる冠婚葬祭や祭礼を代表的なものとして例示している。それ以外の個別事例は、今後設置予定の屋外広告物審議会での意見を参考に別途定めていきたい。

第113号議案 専決処分について（佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

（質疑）国保税の最高限度額3万円もの引き上げ条例は、専決処分ではなく、あらかじめ議会に諮るべき。平成4年以降、旧佐賀市では専決処分を避けてきた経緯があるのでは。

（答弁）議会での審議が大原則ではあるが、地方税法の改正時期と賦課期日との関係で時間的に制約があり、また国保財政が逼迫し、基金も底をつくような状況であるため、やむをえず専決処分とした。今後は安易に専決処分とせず、原則どおり、議会での審議を基本にしていきたい。

※1 特定健診・特定保健指導 医療保険者が行う、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満によって病気が引き起こされやすくなった状態）の該当者・予備群を抽出するための診査（特定健診）及び健診受診者全員に対して必要に応じて提供する指導（特定保健指導）。

議案審議結果一覧

議案番号	議案名	審議結果	
補正予算	73 平成19年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）	補正額 1億3582万円 全会一致で可決	
	74 平成19年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	補正額 1220万円 賛成多数で可決	
	75 平成19年度佐賀市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）	補正額 5956万円 全会一致で可決	
	76 平成19年度佐賀市水道事業会計補正予算（第1号）		
	77 平成19年度佐賀市工業用水道事業会計補正予算（第1号）		
条例	78 佐賀市屋外広告物条例	賛成多数で可決	
	79 佐賀市市川活性化施設条例		
	80 佐賀市行政財産使用料条例の一部を改正する条例		
	81 佐賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	全会一致で可決	
	82 佐賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例		
	83 諸富町宅地内排水設備改造資金利子助成補助金交付に関する条例を廃止する条例		
84 佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例			
一般	85 佐賀中部広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について		
	86 佐賀東部水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について		
	87 佐賀地区衛生処理組合の解散について		
	88 佐賀地区衛生処理組合の解散に伴う財産処分について		
	89 天山地区共同衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について		
	90 天山地区共同塵芥処理場組合規約の変更について		
	91 天山地区共同斎場組合規約の変更について		
	92 町の区域の設定について	合併に伴う町（川副町、東与賀町、久保田町）の区域の設定	全会一致で可決
	93 字の区域の変更について	県営土地改良事業金立東部地区の施行に伴う字の区域の変更	
	94 字の区域の変更について	県営土地改良事業三瀬地区大谷換地区の施行に伴う字の区域の変更	
	95 佐賀市文化交流プラザの指定管理者の指定について	財団法人 佐賀市文化振興財団	
	96 土地改良事業の施行について	筑後川下流地区に係る維持管理の計画の概要	
	97～106 市道路線の認定について（10路線）	古村東線、武藤西1号線、城南団地東線、天福院東線、本通寺南線、陸運事務所西線、高木団地2号線、八戸溝公園北1号線、八戸溝公園北2号線、八戸溝公園北3号線	
107 北山小・中学校管理教室棟新築工事（建築）請負契約の締結について	契約額 2億8812万円 谷口建設株式会社		
108 北山小・中学校普通教室棟新築工事（建築）請負契約の締結について	契約額 2億2050万円 株式会社辻組工務店		
109 付替市道鷹ノ羽畑瀬線受託合併工事委託契約の締結について	契約額 3億8390万円 国土交通省九州地方整備局		
110 専決処分について（平成18年度佐賀市一般会計補正予算（第11号））	補正額 6030万円 全会一致で承認		
111 専決処分について（平成19年度佐賀市老人保健医療特別会計補正予算（第1号））	補正額 7055万円 全会一致で承認		
112 専決処分について（佐賀市市税条例の一部を改正する条例）	賛成多数で承認		
113 専決処分について（佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	賛成多数で承認		

総務

一般会計補正予算中、自主防災組織育成事業費補助金百九十万円について

〔質問〕この補助金の申請件数は何件だったのか。

〔答弁〕平成十九年度は辻自治会自主防災会の一件だけが申請され、採択された。市としても、自主防災組織の組織率を上げたいと考えており、出前講座など、機

会があるたびに説明したり、市報でお知らせしたりしているが、なかなかふえていない状況である。

〔意見〕申請件数が少ないということは、申請したい

と思っても、申請書類の作成等が難しく、断念しているところがあるのではないかと。緊急事態への対策として、自主防災組織は重要であるため、行政の役割とし

て、申請しやすい状況をつくり、申請件数をふやす努力をするべきである。

佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

〔説明〕国会議員の選挙等

の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、選挙長や立会人等の報酬額を一回当たり五十円または百円引き下げる。

次回の参議院選挙から適用したい。

〔質問〕立会人等の報酬は、選挙事務に従事する市職員の手当と比べると金額に差がある。算定基準はどう

なっているのか。

〔答弁〕今回改定する立会人等の報酬については、国が積算単価を示している。市職員の手当については、その選挙事務に従事する職

員の平均給与から一時間当たりの単価を算出し、勤務時間を乗じた金額で支給している。

〔意見〕市職員の手当の算定基準については、他の自治体の状況等を調査し、今後検討してほしい。

〔審査結果〕すべての議案について、原案を可決または承認すべきものと決定。

文教福祉

国民健康保険特別会計補正予算中、保健事業費(特定健診・特定保健指導推進事業)千一百十九万六千円について

〔説明〕国の医療制度改革の一つで、来年四月から新たに特定健診・特定保健指導という制度が始まる。制度実施に伴い、特定健診の

受診率を、現在の十一%から平成二十四年度までに六十五%にしなければならな

い。また、これはメタボリックシンドロームという内臓脂肪に着目した健診であるため、メタボリックシンド

ローム該当者を平成二十四年度までに十%減少させなければならぬ。今回の補正予算は、この事業を円滑に進めるため、実施計画を策定する経費である。

〔質問〕現在十一%である

受診率を、六十五%まで上げることができるのか。

〔答弁〕この目標を念頭に

置き、今年度実施計画を策定していく。

〔質問〕特定保健指導を行う場合、保健師一人で年間どのくらいの人数に対応できるのか。

〔答弁〕保健師一人で年間八十人が限度だと考える。

〔質問〕特定保健指導の必要となる対象者は何人くらい見込んでいるのか。

〔答弁〕対象者は、受診率六十五%と仮定した場合、約六百人と試算しており、

それに対応できる体制の整備を経年的に計画していく。

専決処分について(国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

〔説明〕本年三月三十日付で、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、医療分の賦課限度額を年間五十三万円から五十六万円に引き上げたもの。

〔質問〕三万円引き上げた

ことで対象となる世帯は。

〔答弁〕試算で約千八百世

帯と推計している。

〔質問〕増加する収入は。

〔答弁〕調定の増加分は五千三百万円を見込んでいる。

〔意見〕市民に負担を求め、正式に議会で議論する場を設けてほしい。

〔審査結果〕すべての議案について、原案を可決または承認すべきものと決定。

意見書

担い手農地集積高度化促進事業の助成を求める意見書

(全会一致で可決)

日豪EPA/FTA交渉に対する意見書

(全会一致で可決)

最低賃金に関する意見書

(賛成少数で否決)

就学前医療費助成制度の早期実現等を求める意見書

(賛成少数で否決)



*2 EPA/FTA FTAは物品の関税、制限的な通商規則等、通商上の障壁を取り除くことを目的とした協定。EPAはFTAに加えて労働市場の開放・投資円滑化・経済協力推進などを含む幅広い協定。

経済企業

一般会計補正予算中、エスプラッツ活用推進事業 八百五十万円について

〔説明〕 エスプラッツ二階の医療・健康ゾーンの間仕切りや給排水設備などの工事請負費として予算を計上。医療機関とは現在交渉中であるが、先方からの要望で名前の公表は差し控えたい。

できないことは、診療科目による工事の必要性やその医療機関がエスプラッツの集客施設としてふさわしいかどうかなどの審査ができない。市議会議員も市職員も守秘義務があるので、本来なら委員会だけでも名前を公表すべきだと思うが。

〔意見〕 遅くとも工事着工前には名前を公表してほしい。着工前に先方が断つたなら予算を使わなくて済むが、そういったことが起こらないよう、慎重に折衝を進めていくべき。

建設環境

佐賀市屋外広告物条例について

〔質問〕 許可を得ている看板を示す方法は。家用用広告物の基準（一事業所あたりの総面積）は、具体的に案があるのか。

〔答弁〕 許可の印としてシールを貼ることを考えている。また、家用用広告物の基準については、事務局案はもっているが、佐賀市

屋外広告物審議会に諮り決定したい。

〔質問〕 今までずっと放置しておきながら突然このような締め付けがなされ、業が成り立たなくなるとい声もあるが、これから業者はどう周知を図るのか。

〔答弁〕 県条例ができ四十年以上経つが、指導ができてなかったというのが現状。今後は、市報掲載はもちろんのこと、分りやすいパンフレット等を作って業者に

常任委員会



エスプラッツ2階の着工前の様子

工業用水道事業会計補正予算中、第一取水井戸新設整備事業一千万円について

〔説明〕 富士町南部工業団地に工業用水を供給している取水井戸の給水低下により、二月三日に送水ポンプが異常停止をした。現在の井戸は深度八メートルと浅く、天候など周囲の影響を受けやすいので、安定した給水量を確保するため、深度百メートルの井戸を掘削

する。〔意見〕 工業用水は、本来なら不安定な地下水に頼るよりも表流水で行うべきである。工場の増産や増設に対応するためにも、工業用水の確保については安定して供給できる体制をつくるべき。

〔審査結果〕 すべての議案について、原案を可決または承認すべきものと決定。

佐賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

説明する。また、今回指導して一番分ったことは、広告主が違反と気づいていなかったという点。看板を出す広告主の方に対し、機会あるごとに説明を行ってきたい。

〔質問〕 今回の条例改正について、地権者からいろん

な意見が出たと思うが、どのような意見があつて、それをどう反映したのか。

〔答弁〕 共同住宅の規制、高さの規制について緩和をしてほしいとの要望があり、緩和措置を設けた。都市計画審議会にも経過と措置を説明し、議決を受けた上で、今回の提案となった。

〔質問〕 既存の不適合建築物はどれぐらいあるのか。またその対応は。

〔答弁〕 民間の建物において、戸数をオーバーしているもの三棟、三階以上の建物三十六棟となっている。不適合建築物については、既存の戸数及び高さまで建てかえを許可することになるが、特例許可となるため、いろんな面で配慮をしていただくことが条件となる。

〔審査結果〕 すべての議案について、原案を可決または承認すべきものと決定。



条例が適用されている区域